

鳥取縣公報

昭和十八年三月十二日
第千四百十五號

金曜日

目次

● 縣令	一頁
○ 鳥取縣立機械工養成所規程中改正	一頁
○ 告示	一頁
● 鳥取縣木工指導所規程中改正	二頁
● 水産業關係協定資金變更認可	二頁
● 鳥取縣商工獎勵館規程中改正	二頁
● 鳥取縣防空連絡協議會規程中改正	二頁
● 鳥取縣立農事試驗場農村挺進青年練成部ヲ 青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認定	二頁
● 郡市町村農會技術員資格試驗合格者	二頁
● 養蠶實行組合解散認可	二頁
● 健康保險齒科醫指定	二頁
○ 彙報	四頁
● 國民同和日に際し全縣民に望む	四頁
● 國民同和の問題	五頁

縣令

◆鳥取縣令第二十一號

昭和十七年六月鳥取縣令第五十一號鳥取縣立機械工養成所規程中
左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第三條中「技師」ヲ「地方技師」ニ「主事補」ヲ「屬」ニ改ム

第五條中「技師」ヲ「地方技師」ニ改ム

第六條中「主事補」ヲ「屬」ニ改ム

告示

◆鳥取縣告示第百十七號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百五十九號鳥取縣木工指導所規程中
左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第三條中「技師」ヲ「地方技師」ニ「主事補」ヲ「屬」ニ改ム、

00758

鳥取縣告示第百十八號

貸金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ鳥取縣水産會申請協定貸金變更ノ件左ノ通昭和十八年三月六日認可セリ

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

一 申請者

鳥取市東町一番地

鳥取縣水産會

會長 淺沼喜雄

一 協定貸金適用地域

鳥取縣一圓

一 事業ノ種類

水産業

一 貸金

1 基本給並貸金基準

鳥取市

岩美郡

氣高郡

八頭郡

職業者 協定貸金

00759

00760

業		漁		職能別 金其ノ他	日給月給 請負ノ別	基本給		賃金 請負ノ有無	摘要
		男	女						
地曳網漁業	同	請負	圓				漁獲高ノ百分ノ七十以下	同	高落ノハ從來ノ慣習ニ依ル
地漕網漁業	同						同	同	
機船曳網漁業	同						漁獲高ノ百分ノ五十以下	同	
鯉流刺網漁業	同						漁獲高ノ百分ノ七十以下	同	
鯖流刺網漁業	同						漁獲高ノ百分ノ四十五以下	同	
鯖延繩漁業	同						漁獲高ノ百分ノ七十二以下	同	
飛魚旗網漁業	同						漁獲高ノ百分ノ七十五以下	同	
飛魚流刺網漁業	同						同	同	
鱈漬漁業	同						漁獲高ノ百分ノ八十以下	同	
鯛延繩漁業	同						同	同	
鯉延繩漁業	同						漁獲高ノ百分ノ七十二以下	同	

00762

13560

00763

13561

水産雑役	磯掃除	漁礁	造製産水		業				
			其ノ他ノ製造	煮乾鯧其ノ他製造	竹輪蒲鉾製造	鯧延縄漁業	鯛延縄漁業	瀬延縄漁業	鱈漬漁業
同	同	同	同	同	日給	同	同	同	同
二四〇以下	二五〇以下	二五〇以下	三〇〇以下	三〇〇以下	三〇〇以下	二〇〇以下			
一八〇以下	一六〇以下	一八〇以下	二〇〇以下	二〇〇以下			同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

米子市 西伯郡 關保 勞務者協定賃金 日野郡

漁										職能別 賃金其ノ他	日給月給 請負ノ別	基 本 給	賃 金 基 準	摘 要	
瀬延縄漁業	飛魚旋網漁業	鱧旋網漁業	鯧巾着網漁業	鯧延縄漁業	鯧巾着網漁業	鯧洗刺網漁業	手繰網漁業	船曳網漁業	地曳網漁業						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	請負	男	女	請 負	同	高落シハ從來ノ慣習ニ依ル
漁獲高ノ百分ノ八十以下	漁獲高ノ百分ノ七十以下	漁獲高ノ百分ノ六十以下	同	漁獲高ノ百分ノ七十以下	漁獲高ノ百分ノ六十以下	漁獲高ノ百分ノ五十以下	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

00764

00765

竹輪蒲鉾製造	業										
	業 漁 器 水 潜	漁 器 機 關 土 ・ 潜 水 夫	定 置 漁 業	(和船) 網漁業		(機船) 網漁業		鯖巾着 網漁業		鱈巾着 網漁業	
				漁一 夫般	漁一 船長	漁一 夫般	漁一 船長	漁一 船長	漁一 船長		
同	日給	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三〇〇以下	三五〇以下	一五〇〇以下	二〇〇〇以下	七〇〇以下	一二〇〇以下	六〇〇以下	一五〇〇以下	三五〇以下			
二〇〇以下											
賄付	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	同	同	但シ基本給以外ニ實物 給與ヲナス場合ニ於テ ハ從來ノ慣習ニ依ル								

鳥取縣公報 第十四百十五號 昭和十八年三月十二日 (第三種郵便物認可) 八

00765

水産雑役	海藻撰別	網ノ仕立	磯掃除	漁礁	造 製 産 水						同
					其ノ他ノ製造	水産罐詰	罐詰其ノ他 罐製造	錫製造	鹽ノ肥料製造	煮乾鮭其ノ他 罐製造	
同	同	同	同	同	日給	月給	同	同	同	日給	月給
二四〇以下	二二〇以下	二五〇以下	二五〇以下	二五〇以下	三〇〇以下	七五〇以下	三五〇以下	三〇〇以下	三〇〇以下	三〇〇以下	六〇〇以下
一八〇以下	一八〇以下	一五〇以下	一六〇以下	一八〇以下	二〇〇以下	一五〇以下	一八〇以下	一五〇以下	二〇〇以下	三〇〇以下	三〇〇以下
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	賄ナシ	同

鳥取縣公報 第十四百十五號 昭和十八年三月十二日 (第三種郵便物認可) 九

備考

- 一 日給制ノ場合ニ於ケル一日ノ就業時間ハ十時間トス但シ就業時間ニ滿タザルトキハ當該基本給ノ單位時間給トシテ計算スルモノトス
- 一 定額給一日ノ就業時間ヲ超エテ就業シタル場合ハ一時間ニ付基本給ノ一割二分増トシテ計算スルコトヲ得但シ鳥取市ニ於ケル竹輪蒲鉾製造ニ限り時間外就業ノ場合ハ時間ノ如何ニ拘ラズ基本給ノ一割五分増トスルコトヲ得
- 一 請負給制ノ場合ニ於テハ船長、機關士ニ對シ雇傭主ヨリ増シ歩ヲ支給シツツアルモノニ付テハ從來ノ慣習ニ依ルモノトス
- 一 竹輪蒲鉾製造ニ限り特殊技術ヲ要スル勞務ニ従事スル場合ハ二割五分ノ増額ヲ爲スコトヲ得
- 一 賄ハ男一食十錢女八錢一日三食ノ場合ハ男二十五錢女二十錢トシテ計算スルモノトス
- 一 賃金ノ計算ニ當リ女ノ賃金ニ付キ定メナキモノハ男ノ七割トシテ計算スルモノトス
- 一 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用スル場合ハ其ノ都度豫メ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ準ジ各自事業場ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クルモノトス

00766

20700

鳥取縣告示第百十九號

昭和五年四月鳥取縣告示第九十五號鳥取縣商工獎勵館規程中左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中「技師」ヲ「地方技師」ニ「主事補」ヲ「屬」ニ改ム

鳥取縣告示第百二十號

昭和十七年五月一日鳥取縣告示第二百三十六號鳥取縣防空連絡協議會規程中左ノ通改正ス

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第五條中「鳥取縣總務部長」ヲ「鳥取縣內政部長」ニ改メ「鳥取縣學務部長」及「鳥取縣經濟部長」ヲ削リ「鳥取縣警察部長」ノ次ニ「鳥取縣官房長」ヲ加フ

第七條中「警務課長」ヲ「警防課長」ニ改ム

第八條中「警務課警部及防空係ノ職ニ在ル者」ヲ「警防課警部補」ニ改ム

改ム

鳥取縣告示第百二十一號

兵役法施行令第三十四條第二項ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認定ス

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立農事試驗場農村挺進青年練成部

鳥取縣告示第百二十二號

昭和十八年二月七日施行ノ郡市町村農會技術員資格試驗ニ左ノ者合格セリ

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- | | |
|-------|-------|
| 堀尾 博雄 | 石谷 一郎 |
| 須山 周一 | 手島 順 |
| 森原 繁實 | 定久 武雄 |
| 小谷 靜雄 | 岡本 武夫 |
| 西尾 久雄 | 佐々木常雄 |
| 谷口 梅治 | 山田 保 |

00767

80500

00768

山下幸太郎	遠藤 直義	松下 賢	清水 正男
田中 重吉	大村 勇	伊藤 一市	吉田 榮
西尾新一郎	梶川 泰二	藤井 四郎	生田 年
國政 守男	山根 節夫	松本 岩雄	山本 正信
小林 悟	澤木 博三	田中 一	澤 輝敏
前田 豊	小山 知幸	岡本 正雄	中村 博文
清水 龜重	横田 博治	西山榮太郎	入江勇太郎
池邊 晴夫	高田 義雄	日野 壽雄	本田 潔
田中 善一	濱邊 繁男	手島 邦男	川上 守一
鍋濱 秀雄	田淵 政治	松原道太郎	花岡 一夫
小林 昌治	橋本 勉	松井 裕	齊木 寛
村井喜代藏	奥村上美佐雄	宅野 滋	吉川 右一
久米本喜雄	河口 俊一	近藤 堅	渡瀬 宗一
中原 俊	石田 正二	大西 勝信	永見 勝廣
青木 仁	山本 定輝	出口 隆雄	青戸 孝
廣田 治佳	古林 金藏	瀧尾 金藏	妹尾 肇
牧田 廣吉	藤井 晴雄	妹尾 孝通	山内 良雄
坂田 春信	生田 博保	佐伯 貞夫	芝田 忠
安達 清	江原 和夫	田中 義郎	中福 富
川 浩	松本 松	西本 英一	松本 最

00769

州上 正一	森田 謙	鳥取縣告示第百二十五號
絹谷 重男	清水 壽幸	左記墓地ハ濱松市西國民學校校地擴張ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付有縁者ハ來ル三月三十一日迄ニ管理者宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ何等申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜改葬措置セラルベシ
前田 猶壽	杉根 一成	昭和十八年三月十二日

鳥取縣告示第百二十三號	鳥取縣告示第百二十四號
右ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ	當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ
昭和十八年三月十二日	昭和十八年三月十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之	鳥取縣知事 土 肥 米 之
養蠶實行組合名	事務所ノ所在地
西品治養蠶實行組合	鳥取市西品治五九九番地
解散年月日	昭和十八年二月二十八日
診療所所在地	鳥取縣知事 土 肥 米 之
日野郡阿尾線村大字下阿尾線九一〇 木村 宏毅	氏 名 指定年月日
鳥取市元魚町一丁目三一	昭和十八年三月四日
堀野 正武	昭和十八年三月四日

鳥取縣告示第百二十五號	鳥取縣知事 土 肥 米 之
左記墓地ハ濱松市西國民學校校地擴張ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付有縁者ハ來ル三月三十一日迄ニ管理者宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ何等申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜改葬措置セラルベシ	鳥取縣知事 土 肥 米 之
昭和十八年三月十二日	鳥取縣知事 土 肥 米 之
一 墓地所在地	濱松市鴨江町七十三番地ノ一
一 墓地管理者	鴨江墓地西北隅八五坪八七 濱松市鴨江寺
一 有縁者不明ノ墓地數	住職 建部 快運
一 改葬豫定日	百六基 昭和十八年三月三十一日

報

國民同和日に際し

全縣民に望む

鳥取縣知事 土肥米之

明治元年三月十四日 明治天皇は文武百官を従へさせられ天神地祇に五事を誓はせられた。是皇政復古明治新政の國是にして其の簡條に

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
と、更に同日億兆安撫國威宣布の御宸諭に

「今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立」

と、眞に一視同仁萬民保全の大御心を宣べさせられてゐる。

何時如何なる場合に於ても皇民の盡す可き目標は「大御心ニ歸一シ奉ル」の只一事に存し、此の一君萬民億兆一心の貴くも美しき皇國体の眞姿顯現こそ無限絶大なる皇國の靈力の源泉とあり、

儼然たる天壤無窮の皇運の根基である。

大和の完成は獨り國体の精華尊嚴である許りでなく凡ゆる國民生活の理想であつて、國を愛し君に捧げんとする赤誠溢るゝ全一

体の生活が高度國防國家建設の内容である。
特權意識を是正して職域奉公の誠を盡し、公私一休物心一如物も人も國の實として充分に其の使命を果し、社會正義の確立、總認識總親和の徹底に依り完全なる國家一体の中に發刺たる躍動を見るは翼贊奉公の頼もしい姿である。

封建時代の陋習たる國民差別の意識と感情に捉はれ、皇民の自覺に目覺めずして一億一心全一休の國家理想に反するは寔に高度國防國家建設を阻害して翼贊奉公の誠を致さざるの甚しきものであつて、國民同和の即決は實に現下の最大喫緊事と云ふべきである。

決戦体制下態々其の重大性を加へたる本運動の眞使命に鑑み、從來の特殊の機關に依る特殊の運動は先般發展的解消を遂げ國家自体國民自体の問題たる國民運動として發足したる今日、全縣民各位は相俱に國体の本義、人道の基調に則り同和完成の爲に格段の努力を拂はれ以て本縣の天地をして同和完成の美しき樂土たらしめられ、五十萬縣民悉くが相扶け相勵み相睦みて大使命の完遂に一体の努力を致さるゝやう切望して止まない次第である。

國民同和の問題

時局下差別問題解決の急務

江戸時代に於て士農工商以下の階層として賤視せられた一部の同胞が、明治維新に際し身分職分とも一般人と同等とせられたことは正しく一君萬民の我が國体の本義が顯揚されたものであつて、此の解決の斷行された明治初年に於て同胞差別の弊風は全く其の跡を絶つべきものであつたにも拘らず、不幸にして此の解決は制度の上のみに止まつて、實際生活や感情の上の於ける差別は依然として存續し、多年に亘る官民の努力も今に其の解決を見ないことは寔に遺憾に禁えぬところである。

今や我が國は大東亞共榮圈の建設を目指して未曾有の決戦を敢行しつゝある秋に當り、此の同胞差別の問題は高度國防國家体制確立の上からも、共榮圈諸國指導上からも速かに克服されねばならぬ一大事實であつて、國民生活が未曾有の躍進轉換を遂げる大戦下にこそ、更に確認し、其の解決を遂ぐべき最好機と云はなければならぬ。

然るに今日尙斯る境遇に置かれてゐる人々は、全國で約百二、三十萬に達すると思はれるが、元來之等一部同胞に對して尙殘

存してゐる。この差別感、個々人の理性的な判斷から出るものではなくて、たゞ因襲的にかく信じられてゐるに過ぎぬのである。

もとより今日に於てはこの差別感以前のやうな露骨なものではなく、差別は確かに減少してゐるのであつて、國民的自覺が高まり、文化が向上するに伴つて漸次それが薄らいで行つてゐるのではあるが、全般としてなほ人心を相當強く支配して居り、地方により濃淡はあつても依然として存在してゐることは否定出來ない悲しむべき事實である。かくてこれらの差別を受けてゐる人々が、これに對して如何に深い屈辱を感じ、苦惱を覺えてゐるかは言語に絶し、それはひとたび立場をかへ、その身になつて見れば充分に了解されることである。明治初年に法の上で解決されて既に七十餘年、今になほ理由なき因襲のまゝにわが同胞を苦しめてゐることは、何といつても遺憾に堪えぬことである。

そもこのやうに一部の同胞がかく差別を受けるやうになつた起因については學問上未だ必ずしも定説とすべきものがなく、言傳へ等についても信憑すべきものが少いのであるが、主としてその職業の關係から來てゐることは動かせぬ事實である。

一部同胞の中には朝鮮其の他の大陸から渡來した人達を祖先とするものがあるとされてゐるやうであるが、たとへそれが眞であ

00771

00770

00770

00772

るとしても、今なほ左様なことに拘泥して差別感に動かされてゐるべき時代ではないのであるし、又既に平安初期に編纂せられた新撰姓氏録によつてもわかるやうに、當時の畿内の名家一千餘氏の約三分の一が大陸からの歸化人の系統であつたのであつて、我が大和民族は決してこれらの外來民族を差別するやうな民族ではなく、同化力の強大な我等の祖先は神代以來これを融化して渾然たる一大日本民族を作り上げてゐる。即ち單なる民族の相違からかゝる差別の因をなしてゐるとは認められないのである、

然るに何が故に過去に於てかやうな風習が醸成されたのであるかと考へるに、我が國は古來農を以て生民の本として尙んだのであつて、食物を生産する農民は地位が高く、これに與らない工・商その他遊藝雜役等に從事する人々は農民程に尙ばれなかつたのである。かやうにして生産關係から各種の業に携はる人々の社會的地位が決定せられて、大化の改新以後雜工業に従つた所謂雜戸は農民より一段低い地位に置かれたのであつた。なほこれらの雜戸に屬する各種の業務の中に墓守があつたが、これは我國古來の祖先尊崇の思想にからんで、特に高貴の人々に於ては長期間墓守が置かれ、一面又汚れを忌む思想から、これらの死者に近づく者を社會から差別する風習が強化されてゐたやうである。

又、墓戸の中で墓守の外に遊藝・掃除や警固等の業務

な一

様に賤しめられ、そしてこれらに携つた人々には平安時代以後に於て當時の政治の腐敗や兵亂のために家や財を失つて浮浪者となり、故郷を逃れて他地方に流浪して一般からは顧みられぬ河原や山間の僻地に住み場所を見出し、土地の人からはよそ者・來り者等として輕視せられ疎隔せられつゝ種々の業に携はつて糊口を凌いだ者がある。次に後代の部落の職業に關係の深い製皮革が平安時代以後特に賤しまれるやうになつたのは、佛教渡來後その影響によつて殺生肉食禁斷の風が興り、これに汚れの思想が結びついたのであつてそれに伴つて死牛馬の處理や製皮革等に携はる人々は、この穢れに觸れるものとして忌避せられるやうになつた。

以上

◇

の

其の後鎌倉時代以後、封建制度の發達により職能的な各種の階層が形成せられて行くに従つて、賤しまれた人々も階層的集團として存在せしめられるやうになつたが、部落の形成は一般にこの時代以後に始まつたと見られる。皮革關係者も依然として忌避されてゐるが、しかし尙當時に於ても他の賤しまれた業に従事する

00773

ものとの區別はさほどはつきりしたものではなかつた。

そして賤しまれた業務の中にも其間に自然と其地位が高められて行つたものもある。例へば遊藝者中のあるものゝ如きである。又應仁大亂以後戰亂相次いだ時代には、この階層の人々の中からも力と機會とに恵まれた者はその境遇から脱け出で、これと共に戰に敗れて諸國に落ちのびた者、戰の犠牲となつて田地や家財を失つた者、饑饉や疾病のため落伍した者等でこの階層に身を墜した者もまた少くなかつたわけである。

然るに江戸時代に入つて、國內保全の策として封建制度の確立を見るに及び、こゝに國內全般に士・農・工・商の身分の別が明かにせられるに至つて、これら賤しまれた人々は最下の階層として其下に置かれることとなり、こゝに同胞中不合理な差別階層の存在を見ることとなつたのである。一般農民は生業に従事する者で最も尙ばれ、武士に次ぐ地位に置かれてゐたのであるが、その農民でさへ甚しい身分の壓迫を加へられてゐたのであつて、四民以下とせられた人々に對する上層からの壓迫と侮辱が如何に甚しかつたかは想像に難くない。又この人々に對する支配はその頭領たる人によつて行はれたが、この頭領たる人は死牛馬の處理、製皮革、村落郡邑の警固、掃除、刑の執行等を専業とした人であつてこの階層の人々の中で最も勢力を振つたものであるが、その業の

故にその下の者と共に特に忌避せられたのである。

殊にこの人々に對する差別は、江戸中期以後封建制度が崩壞に近づくと共に、國內の秩序維持を強化する必要と、又この人々の人口増加に伴ふ生活の低下に基づいて一層きびしくなつて來た。

かくてこの人々は風俗においても區別せられ、一般人と縁組をしたり、又これに奉公に出ることも嚴禁せられ、全く一般社會から孤立した存在となり、社會の全重壓の下に忍従の生活を送るに至つたのであつて、かやうな不合理な差別は封建制度の基礎の上に法的強制によつてのみ維持し得たものといふことが出来る。それが明治維新に際してこの封建制度が崩壞するに及んで、明治天皇の有りがたき聖旨の下、この差別は取除かれることとなつて、明治四年八月太政官布告によつて、萬民あまねく皇恩に浴するに至つたが、事實は依然として差別が續けられ解決の眞精神が達せられぬまゝに今日に至つてゐるわけである。

◇

一君萬民の我が國体の眞の姿を顯現し、國民同和の理想を實現するため銳意國民生活の刷新をはかることは、凡ての國民に負はせられてゐる重大な責務であつて、七十餘年の昔明治維新にあたり、舊來の陋習として撤廢を命ぜられたこの同胞差別の習俗が今になほ殘存してゐるといふことは、時局下あらゆる國民の深い關

00774

心と協力とが特に要請せられる所以である。

先にもいふ如くもとく日本民族は天孫降臨に扈從した民族のみによつて單一に成立したものでなく、いはゆる先住民族や大陸方面からの歸化人がこれに混融同化し、皇化の下に同一民族たる強い信念を培はれて形成されたものである。かくてこの國に生をうけたものはその源がいづれにあるかを問ふことなく、同一日本民族としての自覺と誇とを持ち、歴代天皇の御仁慈の下に各々その職分に勵み、國難に際してはよく一致團結して國土を守り、以て今日の國運隆昌を致したのである。

従つて皇國の興榮のために一身一家を捧げることこそ國民たるものゝ責務であり又喜びであつて、この自覺に徹せずして徒らに封建時代の因襲にとらはれ、優越感を以て人に嫉し或は自らを卑下するが如きは、速かに國民生活から拂拭されなければならぬ弊風である。殊に之等の人々に對する差別は、この人々に皇國民としての誇を傷け、生涯、更に子々孫々にまで忍ぶべからざる屈辱の下に生きる運命を背負はせるもので、これこそわが萬邦無比なる國體の本義を損ふ所業であるといはねばならぬ。

皮革業者に對する賤視觀念が日本民族本來の思想でなかつた事も注意されねばならない。また吾人の犯した罪や過ちや穢れはこれを覆滅によつて清め、清浄な神と同様な本質に立ちかへるといふのが上代よりの信仰であつた。即ち穢れを單に穢れとして排斥するやうな消極的な思想でなく、それを淨化して完全なものとして肉食もまた上代日本の一般的な風習であつた。そして今日既に製皮革は重要な産業として發展し、肉食も凡て國民の行ふところとなつてゐる。過去に於て一部同胞に對する差別の理由となつてゐた穢れに關する觀念は、今日既に事實上否定されてゐるのである。

かくて今や一部同胞に對する差別にはその存續を認むべき何等の合理的根據も見出だされない。そしてそれを容易に消滅せしめないものが國民の心理に或は國民生活の中に存するとしても、それはいづれも共に速に清算せらるべき運命にあるものである。要するにそれは國民生活の内に残された缺陷であり、時代錯誤的な矛盾である。もし多くの國民がこの問題に對して正しい理解を有せず、無關心の態度を持するまゝに放任せられるとすれば、この問題は今日のこの重大時局に於ても尙かつ依然として解決せられないこととなるのである。しかし今日の日本が、かゝる國內の問題をさへ解決し得ぬ如き状態に止まるとするならば、如何にして東亞十億の諸民族にそれらの所を得しめる大東亞共榮圈建設の大業の完成を期することが出来るか、冀くば國民の凡そがこの

00775

問題の重大なる意義を認識し、その速かなる解決に向つて協力せられることを切望してやまない次第である。

◎ 週報・寫真週報掲載内容 (三月十日發行)

▲ 週報

- 農業保險制度の改正
- 新制中等學校問答
- 戦力増強と青年學校
- 出版界の新發足
- 新增税一覽表

▲ 寫真週報

- 撃ちてしまひ
- △ 醜の御桶としての忠誠を宮城二重橋前に御誓ひ申上げる陸軍幼年學校生徒
- △ 今ぞ撃滅のとき来る！ ○ ○ 鳥敵前上陸の瞬間
- △ 兩手片足を國に捧げわずかに残る左手で工場に闘ふ傷痍軍人

- △ 俺は、くまでも飛行機を造ると頭張る工員の意氣
- △ 雪原を掘つて堆肥をいまから増産につとめる北國國民
- △ みどりの黒髪の上からザンブと水弾をかぶつて防空消火の第一線にとび込む女子防空員
- △ 夫の遺志に生き男々しく教へ子を導く軍國の未亡人
- △ 爆彈三勇士の後をつがうと幼い決意をみせる國民學校生徒
- △ 兵農一如竹槍をしごいて武を練る北の農士
- △ ヌリエ二題
- 印度救援國民大會—東京
- 産業第一線に激勵隊出動—日本精工における東京商工會
- 女學生自作自演の紙芝居
- 其他

◎ 行旅死亡人

- 埼玉縣入内郡山口村長ヨリ左記行旅死亡人取扱タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度
- 一、本籍、住所、職業、氏名 不詳
- 一、性別及年齢 男推定年齢三十七、八歳位
- 一、人 相 身丈五尺三寸位瘠形色蒼白面長頭髮前長ク鼻

<p>一、着衣 下刈込鬚其ノ他並 鼠色霜降りオリーブ、黒サージ三組背廣服、赤皮短靴、エビ茶靴下、一見勤人風</p> <p>一、所持品 黒茶色ニツ折財布一個、入型クローム側腕時計一個、赤皮短靴一、現金三十圓七十一錢</p> <p>一、死体發見ノ場所 山口村大字山口末笹畝二、九三二山林中ニテ死後六日位経過セル縊死体</p> <p>一、警察官ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年十一月二十一日</p> <p>一、醫師ノ檢案ノ死因 縊死</p> <p>一、死体埋葬ノ日時及場所 昭和十七年十一月二十一日午後五時入間郡山口村大字山口末大塚共有墓地ニ假埋葬ス</p> <p>埼玉縣南埼玉郡八條村長ヨリ左記行旅死亡人取扱タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度</p> <p>一、本籍、住所、氏名不詳</p> <p>一、年齢及性別 推定年齢七十二歳位男</p>	<p>一、職 業 無職</p> <p>一、死亡別 變死</p> <p>一、病 名 凍死</p> <p>一、死亡ノ年月日 昭和十八年一月十七日午後十時 (推定)</p> <p>一、死亡ノ場所 埼玉縣南埼玉郡八條村字伊草</p> <p>一、人相、特徴 身長五尺一寸位長額ニシテ其ノ他並頭髮三寸位密生齒脱落セリ上顎門齒一本右大腿中央上面ニ紅葉ノ卵大位入墨アリ</p> <p>一、著衣及所持金品 印絆天股引 (裨天ニ「偶田」ノ印アリ財布中ニ金七圓四十五錢在中)</p> <p>一、警察官ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十八年一月十八日</p> <p>一、埋葬年月日 昭和十八年一月十八日午後五時</p> <p>一、取扱者 八條村長</p>
--	--

昭和十八年三月十二日印刷
昭和十八年三月十二日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行 鳥取 縣
鳥取縣 高郡 大正村 大字 古海